- 1.発行者の名称 福岡北九州高速道路公社(以下「本公社」という。)
- 2.債券の総額 金100億円
- 3.振替債 本債券は、社債等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、第22項に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- 4. 各債券の金額 1,000万円
- 5.利 率 年2.41パーセント
- 6.発行価額 額面100円につき金100円
- 7. 償還金額 額面100円につき金100円
- 8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成39年12月20日にその総額を 償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、法令又は第22項に定める振替機 関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、 払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

9. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、平成20年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。
- (2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。
- (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
- (4) 償還期日後は、利息を付けない。
- 10.元利金の支払 本債券の元利金は、社債等振替法及び第22項 に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
- 11.保証 本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社 法の定めるところにより、平成19年7月19日付の福岡県 及び平成19年3月12日付の福岡市(以下福岡県及び福岡 市を「設立団体」という。)の議会議決に基づき、設立団体が 分担して保証する。なお、保証の分担割合については、福岡 高速道路にかかる発行額に対して、福岡県及び福岡市が各2 分の1とする。その額は、次のとおりとする。

 福岡高速道路
 福岡県
 5,000百万円

 福岡市
 5,000百万円

12.募集の受託会社

- (1) 本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」 という。)は、株式会社福岡銀行及び株式会社みずほコー ポレート銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。

- (3) 募集の受託会社は、法令、本要項並びに本公社及び募集 の受託会社との間の平成20年1月17日付第113回 福岡北九州高速道路債券募集委託契約証書(以下「募集 委託契約」という。)に定める事務を行う。
- (4) 募集委託契約において募集の受託会社が行うとされている事務の取扱については、株式会社福岡銀行を代表とする
- (5) 株式会社福岡銀行は、本債券に関し、第22項に定める 振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び 支払代理人業務を行う。

13. 公告の方法

- (1) 本公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係 を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれ を通知する必要があると認める事項がある場合は、これ を公告する。
- (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約 に別段の定めがあるものを除き、福岡県公報、福岡市公 報及び北九州市公報にこれを公告する。
- 14. 債券原簿の公示 本公社は、本公社本社内に債券原簿を据え 置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

15. 本要項の変更

- (1) 本公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債 権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本要項を 変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、本公社はその内容を公告する。ただし、本公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。

16.本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、 本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者 の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすこ とができる。
- (2) 債権者集会は、福岡県において行う。
- (3) 債権者集会は、本公社又は募集の受託会社がこれを招集 するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者 集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者 集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告 する。
- (4) 本債券総額の10分の1以上に当たる債権者は、会議 の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集 の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求す ることができる。
- (5) 債権者集会においては、債権者は、各債券の金額 1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。
- (6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。

債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令 又は本要項の定めに違反するとき 決議が不当の方法によって成立したとき 決議が著しく不公正なとき

決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき

- (7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。本公社は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。
- (8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し 効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があ たるものとする。
- (9) 本項(4)乃至(6)の規定は、本公社の所有する本債券 については、これを除外する。
- (10)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則について は、本公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告 する。
- (11)本項の手続に要する合理的な費用は本公社の負担とする。
- 17.募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務
 - (1) 本公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のため に必要と認める場合は、法令、契約又は本公社の内部 規則その他の定めに反しない範囲において、本公社に 対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出 を請求することができる。
- 18. 申込期日 平成20年1月17日
- 19.募集方法 一般募集
- 20.払込期日 平成20年1月31日
- 2 1 . 引受会社

三菱UFJ証券株式会社(代表) みずほ証券株式会社(代表) ゴールドマン・サックス証券株式会社 大和証券エスエムビーシー株式会社 日興シティグループ証券株式会社 野村證券株式会社

22. 振替機関 株式会社証券保管振替機構